

広島県告示第七百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十五年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市口和町金田字下金田五〇〇一の一、五〇〇一の五、口和町常定字川平五〇〇一、五〇〇二、五〇〇三の一、五〇〇三の三、五〇〇四の一、五〇〇四の三、五〇〇五の一、五〇〇六の一、五〇〇七の一、五〇〇八の一、五〇〇九の一、五〇〇九の二、五〇〇九の四、甲五〇一〇の一、甲五〇一〇の三、字中野谷五一四一の一、五一四二から五一四四まで、五一四九の一から五一四九の三まで、五一五〇

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のおりとする。

(「次のおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)